

八橋球技場清掃業務仕様書

1 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 施設概要

(1) 名称 八橋球技場（あきぎんスタジアム）

(2) 位置 秋田市八橋運動公園1番1号

(3) 開場時間

ア 4月1日から11月30日までの午前6時から午後9時30分まで

イ 12月1日から3月31日までの午前8時30分から午後9時30分まで

(4) 年間利用人数 45,188人（令和元年度実績）

※1日平均 125人（開場日数360日）

(5) 日常および定期清掃対象面積 1,673.9㎡

3 従事者の構成等

(1) 従事者の人員は、別紙設計書に記載の清掃作業基準表（以下「基準表」という。）により最低必要人員以上とする。

(2) 学歴、性別は特に問わないが、従事者の経歴書を提出するものとし、従事者を変更するときも同様とする。

(3) 受託者の職務は次のとおりとする。

ア 前号の従事者の中から、従事者を統率する責任者（以下「責任者」という。）1名を定め、その氏名を書面で秋田市に報告すること。責任者に異動が生じたときも同様とする。

イ 前号アの責任者が不在となる場合は、従事者の中から代理者を選任の上、書面で秋田市に報告し、承認を受け、責任者の職務を代行させなければならない。

ウ 受託者は、従事者が来場者に対して親切に接し、不快な念を与えないよう十分な教育を行うこと。

エ 受託者は、基準表に基づいて毎月末日までに翌月分の清掃実施計画書を作成し、秋田市に提出すること。

オ 各種大会期間中の清掃業務については、秋田市と協議の上、決定する。

(4) 責任者の職務は次のとおりとする。

ア 清掃業務を円滑に遂行するため、従事者を統括し、従事者の労務管理および安全管理に当たること。

イ 秋田市の指示事項を従事者に周知徹底させるとともに、直ちに実施させること。

ウ 実施した清掃内容を記録し、秋田市に報告すること。

(5) 従事者の職務は次のとおりとする。

ア 当該業務に精通するとともに、常に規律を守り、品位を保ち、球技場利用者に対し明朗親切に接すること。

- イ 勤務中の火災・盗難および事故等の防止には十分注意し、安全作業に努めること。
- ウ 建物、備品その他の破損等の異常箇所を発見したときは、直ちに球技場職員に報告し、指示を受けること。
- エ 防火管理については、球技場防火管理者の定める消防計画に従うこと。
- オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、球技場職員に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ、事態の拡大防止に努めること。
- カ 災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、警戒体制をとり、事故の防止に万全を期すること。

4 作業時間

作業時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、変更については秋田市と協議の上、決定する。

5 清掃基準

(1) 一般事項

- ア 清掃作業実施に当たっては、球技場の業務に支障のないよう十分留意すること。
- イ 秋田市の指定する日に清掃すること。
- ウ 日常清掃は、使用に支障のないようにすること。
- エ 通行の頻繁な箇所および汚れの著しい箇所は、常に巡回し、随時必要な清掃を行い、清潔な状態を保つこと。
- オ 清掃作業に必要な器具は、受託者がその費用等を負担すること。
- カ 清掃器具の取扱いによる衝撃・湿気等で、機械器具・備品等を損傷させないこと。
- キ 電気、ガス又は水道の使用については、極力節約に努めること。
- ク 清掃作業の工程は、基準表のとおりとするが、作業回数は全て標準的なものであり、使用頻度および汚れの度合いにより回数を増減し、全体として平均回数を保つこと。
- ケ トイレットペーパーおよび手洗い用石鹸等の衛生消耗品は、秋田市の支給するものを用い、その補充に十分留意すること。
- コ その他細部については、秋田市と協議すること。

(2) 日常清掃

ア ちり払い

ちり払いには、必ず真空掃除機を使うこと。

イ 床清掃

- (ア) 石質床面・弾性床面等で秋田市の指示する箇所は、真空掃除機を用い、その他は自在ほうき又はダストモップ等を用いてちりを除去すること。この場合において、容易に移動し得る椅子等の備品類は移動の上、入念に掃除すること。

また、泥又はちり等が付着し、汚れがひどい時は、中性洗剤又は弱アルカリ洗剤を用い、モップ等で拭き取ること。

- (イ) ジュータン・カーペット敷き床は、強力真空掃除機を使用し、パイル目に浸透した土砂、ちり又はほこりを除去するとともに、パイル目のへたりを是正するよう入念に掃除すること。
 - (ウ) モルタル・コンクリート等の床は、掃き清掃を行い、泥砂が多い場合は、水洗いをする。その際、残水がないように仕上げること。
 - (エ) 壁および窓の掃除
 - 壁および窓は、手の届く範囲でちり又はほこりを払い、必要な場合は、清水で雑巾掛けを行うこと。
 - (オ) サッシュ等の清掃
 - サッシュ等は、手の届く範囲でちり又はほこりを払い、必要な場合は、清水で雑巾掛けを行うこと。
 - (カ) 便所の清掃
 - a 便所は随時見回り、汚れを発見した場合は直ちに清掃すること。
 - b 便器・洗面器・汚物捨器類は、丁寧に水洗いの上、乾拭き仕上げをすること。
 - (キ) シャワー室および湯沸器等の清掃
 - a シャワー室の床は、ポリッシャー等で丁寧に清掃し、水あかが付着しないように掃除すること。
 - b シャワー室のタイル又は吹付タイルの壁は、清水で水拭きし、水あかが付着しないように掃除すること。
 - c 湯沸器・流し台は、洗剤で入念に洗い、湿乾拭きすること。
 - d 茶がら・タバコの吸い殻等は、所定の場所に捨て、容器は水洗いの上、所定の位置に置くこと。タバコの吸い殻の処理に当たっては、火災防止に十分注意すること。
 - (ク) 館外の清掃
 - 前庭、駐車場および植栽内は、シダホウキなどによる「さらえ掃き」で回収、処理すること。
 - (ケ) その他
 - a ドア金具・階段金具・その他の金具は乾布で磨き出しすること。
 - b 各出入口に備付けのマットは、泥又はちり等を取り除き、更に洗浄の上、乾燥させて備え付けておくこと。
 - c 各室の備品は、乾布でちり又はほこりを除去し、必要な場合は、清水で雑巾掛けを行うこと。
 - d 各室のくずかごのくずは、可燃性と不燃性の物に分類して処理すること。また、球技場内外のじん芥についても、同様に分類して処理すること。
- (3) 定期清掃
- ア 石質床面
 - 最初、真空掃除機、自在ほうき、又はダスタークロス掛け等で表面のちり又はほこり等を除去した後、中性洗剤又はアルカリ洗剤を散布し、ポリッシ

ヤーとパットを用いて全面的に表面洗浄し、湿式バキューム等で汚水を吸水した後、清水で洗ったモップで2～3回拭き取ること。

イ 弾性床面

最初、真空掃除機、自在ほうき又はダスタークロス掛け等で表面のちり又はほこり等を除去した後、中性洗剤又はアルカリ洗剤を散布し、ポリッシャーとパットを用いて全面的に表面洗浄し、湿式バキューム等で汚水を吸水した後、清水で洗ったモップで2～3回拭き取ること。その後、十分乾燥させ、樹脂ワックスを2回にわたって重ね塗りをすること。

ウ ジュータン、カーペット床面

ジュータン、カーペットは、種類、汚れ等に応じ、適正な洗浄方式（ウエット、ドライ方式等）で、適正洗剤により全面クリーニングをすること。

エ 金属周り（エレベーターほか）

金属部分は、適正洗剤で汚れを取り除き、拭き上げること。また、金属部分に付着した手あか等も適正洗剤により拭き取ること。

オ 窓硝子清掃（年1回）

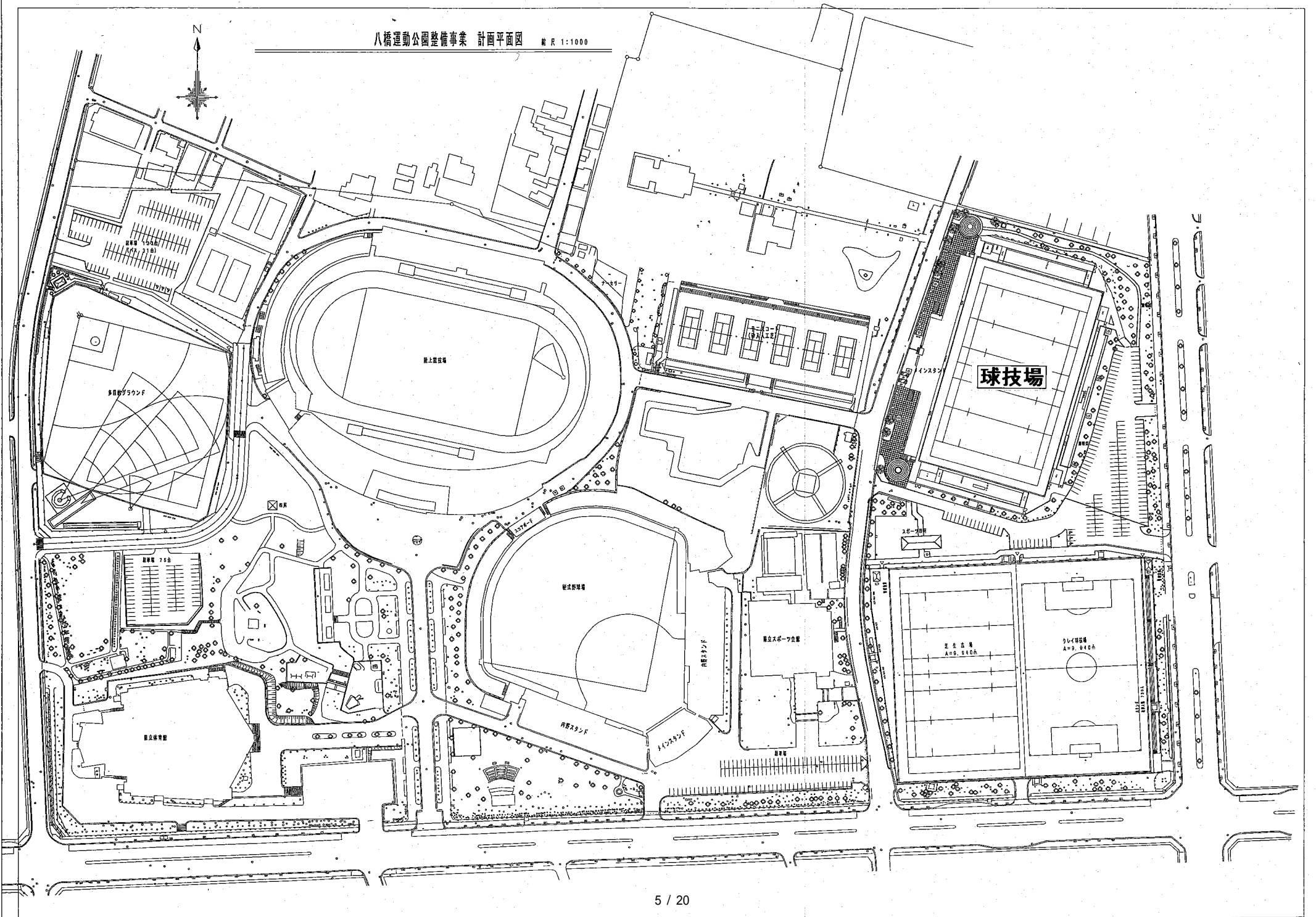
両面とも適正洗剤（サッシュに有害なものは除く。）を用いて、スクイジー等で汚れを取り除き、乾布で拭き上げること。なお、高所作業の場合は、安全带等を装備の上、事故等の防止に十分注意すること。

カ じん芥の収集および運搬

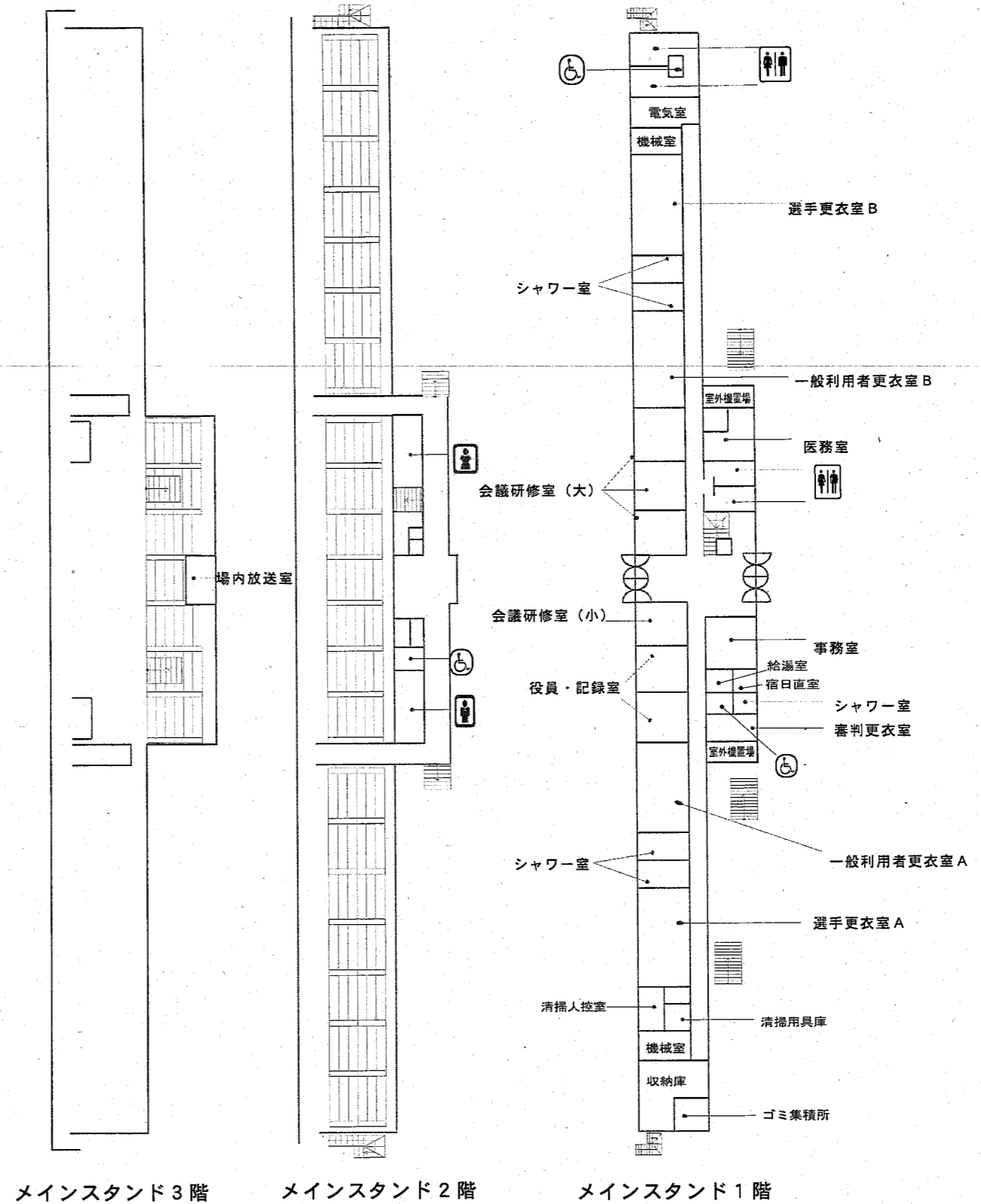
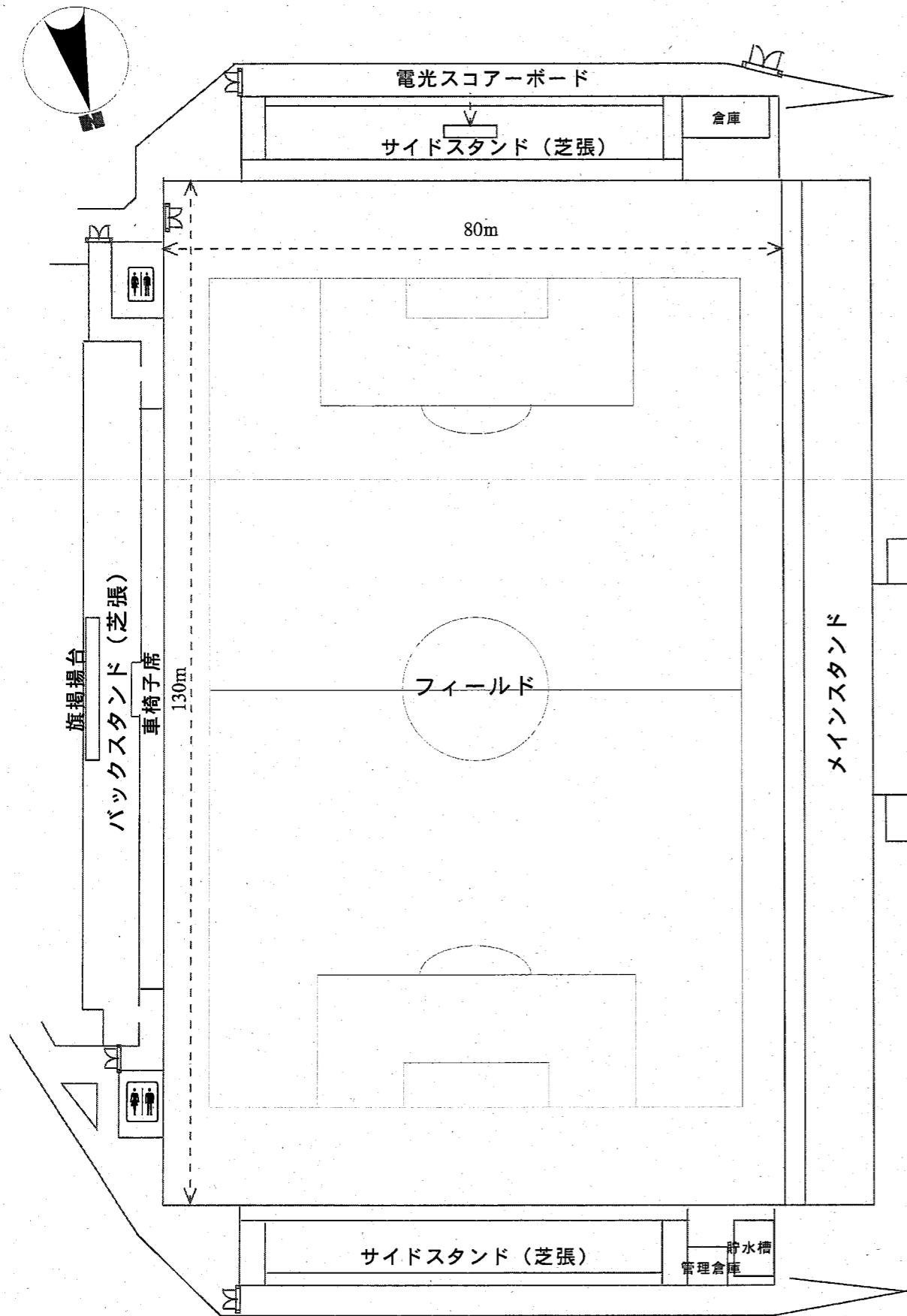
球技場内に発生する紙くず、生ごみ、じん芥等廃棄物を衛生的かつ迅速に処理し、害虫の発生、火災の危険等を未然に防ぐよう十分配慮し、所定の場所にまとめること。

6 その他

- (1) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
- (2) 施設の改修および機器の更新等により、清掃基準又は作業基準表に変更が生じた場合は、秋田市と協議の上、変更内容を決定する。



秋田市八橋球技場



設 計 書

工 種	ス 振
番 号	第 2 号

課 長	課長補佐	主席主査	主 査	担当	スポーツ振興課庶務・管理担当

年 度	令和 2 年度	作成年月日	令和 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託概要 別紙仕様書による ・ 委託期間 秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき、3年間の継続委託契約とする。 ・ 年度別内訳 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> 	令和3年度	円	令和4年度	円	令和5年度	円	合 計	円
令和3年度	円											
令和4年度	円											
令和5年度	円											
合 計	円											
委 託 名	八橋球技場清掃業務委託											
委 託 場 所	秋田市八橋運動公園1番1号											
設 計 金 額												
委 託 期 間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日											

設計明細書

番号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	備 考
1	日常清掃		1	式			
2	定期清掃		1	式			
3	窓硝子清掃		3	回			
	小 計						
	消費税						
	合 計						

設計明細書

番号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	備 考
1	日常清掃	諸経費含む					
(1)	オンシーズン	4月～11月 (8月/年×3年)	24	月			
(2)	オフシーズン	12月～3月 (4月/年×3年)	12	月			※オフシーズンは、仕様半減とする。
	計						

設計明細書

番号	名称	仕様	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考
2	定期清掃	諸経費含む					
(1)	床面洗浄・ワックス塗布	ホール、ロビー等 (年6回×3年)	18	回			単1号
(2)	床面洗浄・ワックス塗布	更衣室等 (年4回×3年)	12	回			第2号
(3)	床面洗浄	風除室、多目的便所 (年6回×3年)	18	回			単3号
(4)	床面洗浄	更衣室シャワー・便所 (年4回×3年)	12	回			単4号
(5)	カーペット洗浄	宿日直室 (年5回×3年)	15	回			単5号
	計						

定期清掃単価表

(1) 床面洗浄・ワックス添布

(第1号)

番号	名称	仕様	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考
1	ホール、ロビー等	硬質ゴムタイル、クッションフロア	624.70	m ²			年6回 (2ヵ月に1回 (偶数月))
	計	1回当たり					

定期清掃単価表

(2) 床面洗浄・ワックス添布

(第2号)

番号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	備 考
1	更衣室等	硬質ゴムタイル、クッションフロア	375.0	㎡			年4回 (2ヵ月に1回 (奇数月))
計		1回当たり					

定期清掃単価表

(3) 床面洗淨

(第3号)

番号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	備 考
1	風除室、多目的便所等	磁器質タイル	66.25	㎡			年6回 (2ヵ月に1回 (偶数月))
	計	1回当たり					

定期清掃単価表

(4) 床面洗浄

(第4号)

番号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	備 考
1	更衣室シャワー・便所	磁器質タイル	321.9	㎡			年4回(2ヵ月に1回(奇数月))
	計	1回当たり					

定期清掃単価表

(5) カーペット洗浄

(第5号)

番号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	備 考
1	宿日直室		12.0	m ²			年5回(2ヵ月に1回(偶数月))
	計	1回当たり					

設計明細書

番号	名 称	仕 様	数 量	単 位	単価 (円)	金額 (円)	備 考
3	窓硝子清掃						
(1)	全館窓硝子		208.57	㎡			年1回
	計	1回当たり					

八橋球技場清掃作業基準表

				作業内容										作業内容			備考
				日常清掃										定期清掃			
				床面掃き清掃	床面拭き清掃	カーペット清掃	マット除塵	ゴミ・吸殻処理	扉・硝子ドア・金具等清掃	備品清掃	トイレ・洗面等総合清掃	シャワー室・湯沸器等総合清掃	床面洗浄・ワックス塗布	床面洗浄	カーペット洗浄		
階数	室名等	床材	面積(m ²)														
1階	風除室	磁器質タイル	16.00	週4	週4		週4	週4	週4					年6			
	ホール	硬質ゴムタイル	47.75	週4	週4		週4	週4	週4	週2			年6				
	ロビー	硬質ゴムタイル	42.00	週4	週4		週4	週4	週4	週2			年6				
	事務室	クッションフロア	45.50	週4	週4		週4	週4	週2				年6				
	給湯室	クッションフロア	8.25	週4	週4			週4			週4		年6				
	宿日直室	タフテッドカーペット敷	12.00			週4		週4	週2						年5		
	多目的便所	磁器質タイル	8.25	週4	週4			週4	週4		週4			年6			
	審判更衣室	硬質ゴムタイル	21.00	週4	週4		週4	週4	週2	週2			年4			※オフ清掃不要	
	審判更衣室 シャワー室・便所	磁器質タイル	12.00	週4	週4			週4	週4		週4	週4		年4			
	男子・女子便所	磁器質タイル	42.00	週4	週4			週4	週4		週4			年6			
	医務室	クッションフロア	42.00	週4	週4			週4	週2	週2	週2	週2		年4			
会議研修室1・2・3	クッションフロア	104.40	週4	週4			週4	週2	週2				年6				

八橋球技場清掃作業基準表

				作業内容										作業内容			備考
				日常清掃										定期清掃			
				床面掃き清掃	床面拭き清掃	カーペット清掃	マット除塵	ゴミ・吸殻処理	扉・硝子ドア・金具等清掃	備品清掃	トイレ・洗面等総合清掃	シャワー室・湯沸器等総合清掃	床面洗浄・ワックス塗布	床面洗浄	カーペット洗浄		
階数	室名等	床材	面積(m ²)														
1階	会議研修室 4	クッションフロア	34.80	週4	週4			週4	週2	週2			年6				
	役員記録室 1・2	クッションフロア	69.60	週4	週4			週4	週2	週2			年6				
	更衣室 1	硬質ゴムタイル	58.00	週4	週4		週4	週4	週4	週4			年4			※日常清掃・・・オフシーズンは、清掃不要	
	更衣室 1 シャワー室・便所	磁器質タイル	23.20	週4	週4			週4	週4		週4	週4		年4			
	更衣室 2	硬質ゴムタイル	58.00	週4	週4		週4	週4	週4	週4			年4				
	更衣室 2 シャワー室・便所	磁器質タイル	23.20	週4	週4			週4	週4		週4	週4		年4			
	更衣室 3	硬質ゴムタイル	58.00	週4	週4		週4	週4	週4	週4			年4				
	更衣室 3 シャワー室・便所	磁器質タイル	23.20	週4	週4			週4	週4		週4	週4		年4			
	更衣室 4	硬質ゴムタイル	58.00	週4	週4		週4	週4	週4	週4			年4				
	更衣室 4 シャワー室・便所	磁器質タイル	23.20	週4	週4			週4	週4		週4	週4		年4			
	廊下	硬質ゴムタイル	272.40	週4	週4			週4	週2				年6				
屋外用男子・女子便所、多目的便所	磁器質タイル	56.00	週4	週4			週4	週4		週4			年4		※オフ清掃不要		

八橋球技場清掃作業基準表

				作業内容										作業内容			備考
				日常清掃										定期清掃			
				床面掃き清掃	床面拭き清掃	カーペット清掃	マット除塵	ゴミ・吸殻処理	扉・硝子ドア・金具等清掃	備品清掃	トイレ・洗面等総合清掃	シャワー室・湯沸器等総合清掃	床面洗浄・ワックス塗布	床面洗浄	カーペット洗浄		
階数	室名等	床材	面積(m ²)														
2階	コンコース	磁器質タイル	168.00	週4				週4	週2							※日常清掃… オフシーズンは、 清掃不要	
	自販機置場	磁器質タイル	34.00	週4				週4									
	男子便所	磁器質タイル	36.00	週4	週4			週4	週4	週4				年4			
	女子便所	磁器質タイル	36.00	週4	週4			週4	週4	週4				年4			
	多目的便所	磁器質タイル	7.70	週4	週4			週4	週4	週4				年4			
3階	放送室	クッションフロア	20.00	週4	週4			週4	週2	週2			年4				
他	階段	クッションフロア	60.00	週4	週4			週4	週2				年4				
	屋外階段	コンクリート	72.00	週4				週4	週2							※日常清掃… オフシーズンは、 清掃不要	
	バックスタンド便所A	磁器質タイル	37.80	週4	週4			週4	週4	週4				年4			
	バックスタンド便所B	磁器質タイル	43.60	週4	週4			週4	週4	週4				年4			
計			1,673.9									999.7	388.2	12.00			